

令和 4 ・ 5 年度

建設工事等入札参加資格審査申請要領

吉 野 町

令和４・５年度建設工事等入札参加資格審査申請要領

(町内業者用)

奈良県吉野町

令和４・５年度に吉野町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び物品の購入等の競争入札に参加しようとする方は、次のとおり入札参加資格審査申請書を提出してください。

この申請に基づき作成される名簿は、吉野町長部局をはじめとして、教育委員会、各特別会計、公社及び吉野広域行政組合の競争入札に使用されます。

なお、申請を受付した場合でも、必ずしも入札に指名されるものではありません。

また、町にかかわる使用料・手数料・保険料についても滞納のない事が資格審査の対象となります。

１．申請資格及び対象者

吉野町内に本店を有する業者。

(１) 建設業者

建設業法第３条第１項に規定する本店を町内に有する建設業者で、令和２年１０月１日から令和３年９月３０日の間に審査基準日（決算日）を有する国又は県の経営事項審査を受けているものに限ります。

(２) 測量・建設コンサルタント業者等

本店を町内に有する業者で次に掲げる業者

- ① 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
- ② 測量業者（測量法による登録業者）
- ③ 建築設計業者（建築士法による登録業者）
- ④ 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
- ⑤ 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
- ⑥ その他（①～⑤以外で調査業務等について営業する者）

(３) 物品の納入業者等

本店を町内に有する業者で次に掲げる業者

- ① 物品の製造・販売業者
- ② 役務の提供業者
- ③ その他の業者

２．競争入札参加資格が得られない場合（欠格要件）

以下の事項に該当する方は、入札参加資格を得ることができません。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者
- ③ 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これらを得ていない者
- ④ 直前2年の事業年度において、営業実績を有していない者
- ⑤ 町税及び町にかかわる使用料・手数料・保険料を完納していない者
- ⑥ 消費税及び地方消費税を完納していない者
- ⑦ 申請時に次のいずれかに該当する事由があると認められる者

ア 役員等【(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。】が暴力団員【(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「法」という。))第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。】であるとき。

イ 暴力団(法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3. 申請業種

(1) 建設業者

経営事項審査業種の中から6業種以内に限ります。

希望業種については、「吉野町入札参加資格審査申請パンチ入力表」に希望する建設工事の種類に○印を付け選択してください。

(注) 総合評定値通知書における「総合評定値P」に評定点がないものについては、入札参加を希望することができません。

(2) 測量・建設コンサルタント業者等

直前2営業年度(令和2・3年度)において業務実績のある業種に限ります。

(3) 物品の納入業者等

物品等営業種目区分表(別途掲載参照)に定めた業種(中分類)の中から複数申請することができます。

4. 申請方法

持参に限ります（内容について説明できる方が持参してください）。

5. 受付期間

令和4年2月1日 ～ 令和4年2月28日（土日曜日、祝祭日は除く）

6. 受付時間

午前9時 ～ 午後4時（但し正午から午後1時は除く）

7. 受付場所

吉野町役場（2階）総務課

8. 提出書類

下記の提出書類に不備がある場合は、受付をいたしません。

※吉野町指定様式等は、吉野町役場総務課で配布又は、吉野町公式ホームページ（<http://www.town.yoshino.nara.jp/>）でもダウンロードできますので、ご利用ください。

【建設工事】

ア. 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書

全国統一様式又は、

吉野町指定様式「様式①－１」「様式③－２業態調書」。

イ. 営業所一覧表（本店のみの場合は不要、全国統一様式）

ウ. 委任状（支店等に契約権限等を委任する場合）

エ. 経営事項審査通知書（写し）

令和2年10月1日から令和3年9月30日の間に審査基準日を有するもの。

（複数ある場合は、そのうち最新のもの）

注：有効期限が切れた場合は、入札参加資格が無くなりますので、継続的に審査を受けて写しを提出してください。

オ. 使用印鑑届（契約・請求等に使用する印鑑）

吉野町指定様式。

カ. 印鑑証明書（原本（※他の業種（コンサル等）を申請される場合はどちらか一方写し可））

※申請日の3ヵ月以内に発行されたもの。

キ. 工事経歴書（写し）

建設業法施行規則第2条で定める別記様式第2号若しくは第2号の2。

ク. 建設業の許可証（写し）

令和6年3月31日まで有効期限のあるもの、前記期限までに有効期限が到達する場合は、新許可証の写しを速やかに提出すること。

ケ. 特定建設業の許可書（写し）

特定建設業の許可を受けておられる場合のみ提出してください。

コ. ISO認証登録証明書（写し）

※取得者のみ

サ. 商業登記簿謄本（法人の場合（写し可））

※申請日の3ヵ月以内に発行されたもの。

シ. 町税（国保税を含む。）の納税証明書（原本（※他の業種（コンサル等）を申請される場合はどちらか一方写し可））

- ・ 納付すべき町税及び国保税について滞納がない証明で、町税務収納課（窓口③）で交付。

令和3年度までの町県民税、固定資産税（償却資産）等が未申告の場合は申告が必要です。

- ・ 法人の場合は、その法人並びに代表者にかかる納税証明。

ス. 消費税の納税証明書（未納がない証明（写し可））

- ・ 納税証明書（その3の2，その3の3でも可。）は、吉野税務署で交付。

※申請日の3ヵ月以内に発行されたもの。

セ. 同意書（吉野町公共料金等（使用料・手数料・保険料）完納確認の調査同意書）

法人の場合は、商号又は名称欄も記入してください。

ソ. 誓約書

タ. 吉野町入札参加資格審査申請パンチ入力表

チ. 受領書（申請者が申請業種に○印をし、商号又は名称を記入して提出してください。）

吉野町指定様式

ツ. 84円切手を貼った封筒《返信先の住所・名称等を記載した封筒でサイズは長形3号以下》

※資格の有無について、後日「入札参加資格確認通知書」にて申請者に通知します。送付先を必ず記入しておいてください。

注：「建設業退職金共済制度」への加入及び工事情報サービス（CORINS（請負額500万円以上））への登録を落札者には義務付けています。

【測量・建設コンサルタント等】

ア. 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書

全国統一様式又は、

吉野町指定様式「様式①－1」「様式①－2」「様式①－3」「様式②業態調書」。

- イ. 営業所一覧表（本店のみの場合は不要、全国統一様式）
- ウ. 委任状（支店等に契約権限等を委任する場合）
- エ. 使用印鑑届（契約・請求等に使用する印鑑）
吉野町指定様式。
- オ. 印鑑証明書（原本（※他の業種（物品等）を申請される場合はどちらか一方写し可））
※申請日の3ヵ月以内に発行されたもの。
- カ. 技術者経歴書
全国統一様式又は、吉野町指定様式。
- キ. 登録証明書等（写し）
- ク. ISO認証登録証明書（写し）
※取得者のみ
- ケ. 商業登記簿謄本（法人の場合（写し可））
※申請日の3ヵ月以内に発行されたもの。
- コ. 町税（国保税を含む。）の納税証明書（原本（※他の業種（物品等）を申請される場合はどちらか一方写し可））
・納付すべき町税及び国保税について滞納がない証明で、町税務収納課（窓口③）で交付。

令和3年度までの町県民税、固定資産税（償却資産）等が未申告の場合は申告が必要です。

・法人の場合は、その法人並びに代表者にかかる納税証明。
- サ. 消費税の納税証明書（未納がない証明）（写し可）
・納税証明書（その3の2，その3の3でも可。）は、吉野税務署で交付。
※申請日の3ヵ月以内に発行されたもの。
- テ. 同意書（吉野町公共料金等（使用料・手数料・保険料）完納確認の調査同意書）
法人の場合は、商号又は名称欄も記入してください。
- シ. 誓約書
- ス. 吉野町入札参加資格審査申請パンチ入力表
- セ. 受領書（申請者が申請業種に○印をし、商号又は名称を記入して提出してください。）
吉野町指定様式
- ソ. 84円切手を貼った封筒《返信先の住所・名称等を記載した封筒でサイズは長形3号以下》
※資格の有無について、後日「入札参加資格確認通知書」にて申請者に通知します。送付先を必ず記入しておいてください。

【物品等】

- ア. 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書
吉野町指定様式。
- イ. 営業所一覧表（本店のみの場合は不要、全国統一様式）
- ウ. 委任状（支店等に契約権限等を委任する場合）
- エ. 使用印鑑届（契約・請求等に使用する印鑑）
吉野町指定様式。
- オ. 印鑑証明書（原本（※他の業種（コンサル等）を申請される場合はどちらか一方写し可））
※申請日の３ヵ月以内に発行されたもの。
- カ. 営業許可・認可等の証明等（写し）
※法令の規定による営業上の許可・認可等を必要とする場合
- キ. ISO認証登録証明書（写し）
※取得者のみ
- ク. 商業登記簿謄本（法人の場合（写し可））
※申請日の３ヵ月以内に発行されたもの。
- ケ. 財務諸表※申請時に最も近い時期のもの１年分
（法人の場合）
①貸借対照表
②損益計算書
③株主資本等変動計算書等
（個人の場合）
・青色申告 ①所得税確定申告書の写し
②青色申告決算書の写し
・白色申告 ①所得税確定申告書の写し
- コ. 町税（国保税を含む。）の納税証明書（原本（※他の業種（コンサル等）を申請される場合はどちらか一方写し可））
・納付すべき町税及び国保税について滞納がない証明で、町税務収納課（窓口③）で交付。

令和３年度までの町県民税、固定資産税（償却資産）等が未申告の場合は申告が必要です。
- ・ 法人の場合は、その法人並びに代表者にかかる納税証明。
- サ. 消費税の納税証明書（未納がない証明）（写し可）
・ 納税証明書（その３の２，その３の３でも可。）は、吉野税務署で交付。
※申請日の３ヵ月以内に発行されたもの。
- シ. 組合員名簿
協同組合で申請する場合に提出してください。

ス. 定款の写し

公益法人、合同会社の場合は、定款の写しを提出してください。

セ. 同意書（吉野町公共料金等（使用料・手数料・保険料）完納確認の調査同意書）
法人の場合は、商号又は名称欄も記入してください。

ソ. 誓約書

タ. 吉野町入札参加資格審査申請パンチ入力表

チ. 受領書（申請者が申請業種に○印をし、商号又は名称を記入して提出してください。）

吉野町指定様式

ツ. 84円切手を貼った封筒《返信先の住所・名称等を記載した封筒でサイズは長形3号以下》

※資格の有無について、後日「入札参加資格確認通知書」にて申請者に通知します。送付先を必ず記入しておいてください。

9. 提出部数

1部

10. 提出形態

提出書類はA4版（クリップ止め）とします。

11. 有効期間

令和4・5年度です。また、中間年での追加受付はありません。

12. 建設工事等入札参加資格審査申請書に係る個人情報の利用目的等について

吉野町長が、建設工事等入札参加資格審査申請要領に伴い提出される申請書等（以下「入札参加資格申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

なお、入札参加資格申請書等の内容を確認するために提出していただく入札参加資格申請書等以外の資料により取得する個人情報については、入札参加資格申請の審査事務のみに利用し、他の目的で利用又は提供することはありません。

1. 入札参加資格申請の審査事務

2. 入札参加資格を得た者に対する指導監督等の事務

3. 入札参加資格業者名簿の公開

4. 吉野町個人情報保護条例第12条1項1号から8号の規定による次の利用又は提供

① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

② 法令等に定めがあるとき。

③ 出版、報道等により公にされているとき。

- ④ 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- ⑤ 同一の実施機関内で利用する場合又は他の実施機関若しくは国等に提供する場合で、事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき。
- ⑥ 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- ⑦ 本人以外のものに提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上必要があると実施機関が認めるとき。

13. 問い合わせ

〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町上市 80-1

吉野町役場 総務課 入札参加資格審査係（内線 216）

TEL：0746-32-3081

FAX：0746-32-8855